

第 103 回日本精神神経学会総会

シンポジウム

自殺問題と予防対策：厚生労働省戦略研究

コーディネーター 平安 良雄

平成 18 年 1 年間に自殺した人の数は 3 万 2155 人で、交通事故による死亡者 6352 人の約 5 倍にあたる。わが国では年間の自殺者が 3 万人を超える状態が 9 年続いたことになる。この問題の解決のために、平成 18 年 10 月に自殺対策基本法が施行され、これを受けて平成 19 年 6 月 8 日には内閣府から自殺総合対策大綱が発表された。自殺対策は国家的な問題であり、自殺にかかわる要因に対して包括的な対策が必要であることは言うまでもない。しかしながら、自殺既遂者および企図者に対する研究によれば、80～90% の対象者に何らかの精神医学的診断がつくといわれている。また、私たち精神科医は、すべての精神科疾患において自殺の危険性を考慮しながら日常の診療を行っている。すなわち、自殺問題は精神医学の問題であり、精神科医が自殺対策の中心として活動していかなければならない。

平成 17 年度から実施された厚生労働省戦略研

究において、「自殺対策」が「糖尿病」とともに選考された。「自殺対策のための戦略研究」は、わが国初の大規模な多施設共同の精神医学研究でもある。本シンポジウムにおいては、「自殺対策のための戦略研究」にかかわっている 5 名の研究者によって「地域介入」と「救急現場での介入」という 2 つの柱の概要を紹介した。「地域介入」研究は、自治体を中心とした地域での計画的な啓発活動を実施する介入地域と、これまでと同様の予防活動を行う対照地域とを比較し、介入方法の実効性を検証する研究である。一方、「救急現場での介入」は救命救急センターに搬送された自殺企図者を対象とし、計画的なケースマネージメントによって一定期間介入を行った群と、通常の介入を行った群の再企図率を比較し、ケースマネージメントの実効性を確認する研究である。さらに、今回のシンポジウムを通して、これまでの自殺対策や今後の展望について議論した。